

那覇市ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は児童が自立や生活の安定を図るために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の軽減を図るため、給付金を支給しています。

★講座の申込み前までに！ 事前相談が必要となります。
詳しくはお問い合わせください。



対象者

那覇市内に住むひとり親家庭の親（20歳未満の児童を扶養している方）およびその児童（20歳未満でひとり親に扶養されている方）で、1～3のすべての要件を満たす方。

1. 自立に向けた計画の策定等を受けている方。（指定申請時に自立計画書の提出が必要）
 2. 就労経験や就業経験、技能・資格の取得状況、労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方。
 3. 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受給したことがない方。
- ※申請者に受給経験があっても、今回受講する児童が過去に受給していなければ対象になります。（例：申請者が母親で過去に受給していても、児童が初めてなら対象。）

※ただし、高等学校卒業者および大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は対象となりません。

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校等に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません。

給付金の種類と支給金額

- ① 受講開始時給付金
受講開始時に受講開始のために支払った費用の40%相当額を支給
- ② 受講修了時給付金
受講修了後にした場合に受講のために支払った費用の50%相当額から①受講開始時給付金を差し引いた額を支給
- ③ 合格時給付金
②受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講のために支払った費用の10%相当額支給。

《支給上限額》

	支給額	受講方法	上限、下限額
①開始時給付金	受講費用の40%	通信	上限10万円、下限4,001円
		通学・併用	上限20万円、下限4,001円
②修了時給付金	受講費用の50%－①	通信	①②合計で上限12万5千円～下限4,001円
		通学・併用	①②合計で上限25万円～下限4,001円
③合格時給付金	受講費用の10%	通信	①②③合計で上限15万円
		通学・併用	①②③合計で上限30万円

申請から給付までの流れ

事前相談

- … 窓口(那覇市子育て応援課)にて、給付金についての案内を受け給付金受給資格があるか、対象講座であるか確認をする。
- *受講予定の講座資料を持参してください。
(開講日や金額、対象講座である等が記載されているもの)

受講対象講座 指定申請

- 提出書類については、別用紙にて案内。
- … 受講前に講座指定を受けなければ、給付金の請求はできません。
- *受講前とは、通学制は開講していないこと。通信制は教材が届いていないこと。

「受講対象講座指定講座決定通知」が届けば、講座受講可能。

受講開始時給付金 支給申請

- … 受講開始日から起算して 30 日以内に、支給申請書類を提出。
- *提出書類は、別用紙にて案内。

審査

- … 支給決定または不支給決定を行う。決定通知が届く。
- *必ず支給されるものではありません。

支給

- … 指定口座へ振込

受講修了時給付金 支給申請

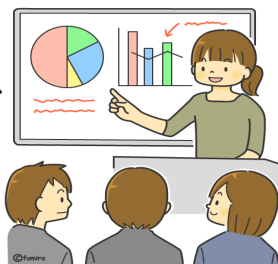
- … 受講修了日から起算して 30 日以内に、支給申請書類を提出。
- *提出書類は、別用紙にて案内。

以下、受講開始時給付金の支給と同じ流れ

受講開始時給付金 支給申請

- … 合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内に、支給申請書類を提出。*提出書類は、別用紙にて案内。

以下、受講開始時給付金の支給と同じ流れ



受給資格の喪失について

以下の場合、給付の支給対象ではなくなります。

- ひとり親家庭の親又は児童でなくなったとき。
- 講座の受講を途中でやめたとき。
- 本市外に転出したとき。

※指定講座決定を受けた場合でも、子が 20 歳に到達した時点で資格喪失になります。

那覇市 こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ
電話 861-6951(内 2559・2566) (那覇市役所 3F 45 番窓口)